

令和8年度宮古市公共施設照明LED化業務特記仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、宮古市（以下「市」という。）が発注する「令和8年度宮古市公共施設照明LED化業務」（以下「業務」という。）の内容について必要な事項を示し、業務の適正な履行を図るためのものである。

2 業務目的

令和9年末までに生産及び輸出入が禁止される蛍光灯等の既設照明器具を、LED照明器具に更新することにより公共施設の適正な管理運営を図るとともに、LED化に伴う省エネ化による電気料金等の維持管理費及び二酸化炭素排出量の削減を目的とする。

3 業務内容

業務内容に含まれる事項は次のとおりとする。

- ・対象となる公共施設の現地調査
- ・既設照明器具の設置状況を踏まえたLED照明器具への更新の提案
- ・LED照明器具の調達
- ・提案内容に基づくLED照明器具への更新作業（既設照明器具の撤去、処分を含む）
- ・その他、上記に関連する事項

(1) 業務概要

ア 受託者は、業務の実施にあたり、業務計画書を作成し、市の承認を受けること。

イ 受託者は、業務を行う施設（別紙1「対象施設一覧」に示す施設。以下「対象施設」という。）について、別紙2「個票」を基に現地調査を行うこと。なお、調査の日時について、市と協議の上で、決定すること。

ウ 現地調査後、作業計画書及び対象施設毎の使用器具提案書を作成し、市の承認を受けること。

エ 受託者は、業務計画書及び作業計画書に従って業務が遂行されているかを管理し、進捗状況について毎月初めに市へ書面で報告すること。

オ 撤去した照明器具、資材等は、関係法令等に基づき適切に運搬、処分すること。

カ 作業完了後は、順次LED照明器具の使用を開始するものとする。また、作業完了後には対象施設毎に現地確認を行う。なお、全ての対象施設の現地確認、完成図書及び完成図の提出をもって業務の完了とする。業務完了後、市の完成検査を受けるものとする。

(2) 対象施設

対象施設及び対象器具数量等は、別紙1のとおりとする。

個票については、市で保有する図面及び施設所管部署による現地確認に基づくものであり、実際の状況と異なる場合は、現地調査に基づき、市と受託者との協議の上で数量等の変更を行うことがある。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月23日までとする。

4 業務委託に含まれる事項

下記の費用は、業務委託料に含めるものとする。

- (1) 対象施設の現地調査費
- (2) LED照明器具の灯具端末を含む制御対応器具及び設置に必要な付属品一式
- (3) LED照明器具の更新に係る費用
- (4) 既設照明器具等の運搬、処分費
- (5) その他、上記に関連する事項

5 工事仕様

- (1) 竣工から期間が経過した施設が多いことから、安全性及び耐久性を考慮し、既設照明器具は再利用せず、原則として安定器等を含めた全ての器具等を撤去した上で、LED照明器具に更新すること。なお、既設照明器具の状態が良好であり、再利用が可能と判断されるものがある場合は、事前に市と協議の上、光源（ランプ）のみの取替を可とする。
- (2) 対象施設の既設照明器具のうち、LED照明器具ではない既設照明器具について、原則として全てLED照明器具への更新を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている既設照明器具についてもLED照明器具への更新を行う。
- (3) 避難誘導灯及び非常照明は業務の対象外とするが、一般照明兼用型の機器で当該施設の用途における必要な光量を確保するために必要な場合には、業務の対象とする。その場合、一般照明兼用型で更新するか、個別の一般照明及び非常照明に更新するかは問わない。
- (4) 作業にあたっては、原則として施設管理者の立会を受けること。
- (5) LED照明器具の仕様は、「6 LED照明器具の仕様」に準ずるものとする。

6 LED照明器具の仕様

(1) 共通事項

ア 業務によるLED照明器具の更新とは、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、既設照明器具本体を撤去し、LED照明器具を新たに設置するものである。したがって、LED照明器具はLED灯具一体型を使用するものとし、蛍光灯等の既設照明器具に直管型LEDランプ又はLEDバルブ等を取り付ける交換（以下「ランプ型LED交換」という。）は、原則として行わないこと。また、既設照明器具の安定器のバイパス工事や結線替え等の既設照明器具の改造によるランプ型LED交換も同様とする。やむを得ない場合においても、既設照明器具との混同を防ぐためLEDGX16t-5の直管ランプとすること。

イ LED照明器具は、公共施設照明用照明器具（JIL5004：2018）を製造している日

- 本国内に本社、工場、検査施設を有するメーカーの国内製造品から選定すること。また、国又は地方公共団体に対し、仮設材を除くLED照明器具の製造・販売・導入実績を10年以上有する国内メーカーの製品であり、点灯性能、省エネルギー性、経済性、安全性、耐久性、耐震性、維持管理性、景観（光害を含む。）等を考慮して選定すること。
- ウ LED照明器具は、品質マネジメントシステム ISO9001 及び環境マネジメントシステム ISO14001 を取得した工場で製造されたものとする。
- エ LED照明器具は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」に品質・性能等が規定されている材料並びに一般社団法人公共建築協会が重要と認め、指定する材料等に係る評価を行った「設備機材等評価名簿」を適用すること。
- オ LED照明器具は、電気用品安全法（PSE法）に関する基準に適合したものを選定すること。
- カ LED照明器具は、日本工業標準調査会による日本産業規格（JISZ9110：2010）の基準に則った照明を選定すること。
- キ LED照明器具は、白色系LEDを光源としたLED専用に設計された器具とすること。なお、光色は原則として既設照明器具と同じものとする。
- ク LED照明器具は、保守管理を容易にするため、原則として同一のメーカーの製品で統一すること。
- ケ LED照明器具、光源（ランプ）及び照明器具以外に使用する材料は全て未使用品とし、シヨップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品等は使用しないこと。また、提案時点で製品化されており、かつ製造及び販売が継続中の製品であること。
- コ 既設照明器具が防雨・防湿器具の場合には、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- サ 屋外照明器具は、対象施設が海岸線より直線距離で200m未満に立地している場合、重耐塩仕様とし、200m以上2km以内に立地している場合、耐塩仕様とする。また、10年程度の耐用年数を有し、屋外環境での使用に耐えうる構造とすること。
- シ 企画提案書に示したLED照明器具を使用することとし、事前に市へ使用器具提案書を提出のうえ、承認を得ること。
- ス LED照明器具の保証期間は引き渡し日から5年間とし、保証期間内の交換費用は受託者において負担するものとする。なお、非常照明のバッテリー蓄電池については、業務の保証対象としない。
- セ LED照明器具の用途ごとの平均照度は、JIS Z 9110「照度基準総則」を準用すること。
- ソ LED照明器具の平均演色評価数（Ra）は、既設照明器具と同等以上の製品とすること。なお、個別製品仕様に数値の規定がある場合は、個別製品仕様の数値を優先すること。
- タ LED照明器具の光源寿命は、原則40,000時間以上（光束維持率70%以上）とす

ること。なお、個別製品仕様に数値の規定がある場合は、個別製品仕様の数値を優先すること。

チ LED照明器具の光源による不快感（グレア・フリッカー等）を低減する製品とすること。

ツ 一部LED照明器具に更新済みの対象施設については、既設LED照明器具のデザイン、光色、寸法等との統一性を考慮し、外観上の違和感を生じさせない器具を選定すること。

(2) 個別製品仕様：一般照明器具

ア 原則として、電源内蔵型LEDベースライト（光源部にて交換可能なもの）とし、電源ユニットは光源部内蔵とする。

イ LEDベースライトについては、照明器具の外郭が不燃材又は難燃材（UL-V0相当）で構成されていること。

ウ 光源寿命：40,000時間以上（光束維持率85%以上）

エ 演色性：Ra83以上

オ 照度は、原則として既設照明器具と同等以上とする。

カ 天井改修を伴うLED照明器具の再配置は、原則として行わないものとする。また、器具寸法は既設サイズを考慮すること。

(3) 個別製品仕様：防災用（誘導灯・非常灯）照明器具

ア 誘導灯及び非常照明については、一般照明と一体型のものに限り業務の対象とする。なお、原則として既設照明器具と同等以上の性能を持つLED照明器具へ更新（一体型を設置するか、一般照明と防災用照明とを各々設置するかは問わない。）することとするが、所管の官公庁との協議により、現行法令に適合することが確認できる場合には、この限りでない。

イ 消防法（誘導灯）、建築基準法（非常照明）に定めるLED照明器具に更新すること。

ウ 電源（電源別置型、電源内蔵型）は、既設照明器具と同様に稼働するよう機器の選定を行うこと。

エ 必要に応じ、所轄の消防署にLED照明器具への更新に係る協議・申請を行うこと。なお、改善等を指摘された場合は、市と協議すること。

(4) 個別製品仕様：高天井照明器具

ア 高天井照明器具は、電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとする。

イ 光源寿命：60,000時間以上（光束維持率85%）

ウ 演色性：Ra70以上

エ 高天井用照明器具の出力は、既設照明器具を考慮し、同等以上とすること。

オ 高天井用照明器具本体と取付アームを分離できる器具とすること。

カ 日本照明工業会「照明器具の耐震設計・施工ガイドライン」の耐震クラスS2に適合すること。

(5) 個別製品仕様：投光器

既設の投光器と同等以上の光学性能を有し、以下の条件（キ及びクは、軒下又は屋外に設置するものに限る。）を満たすものとする。なお、施設管理者が後付で設置したものは、原則として業務の対象外とする。ただし、受託者が施設の用途や現状から必要と判断するものがあれば、市と協議の上で、業務の対象とする場合がある。

ア 既設の照明柱、投光器台等に設置可能であること。

イ 前面パネルは、ポリカーボネート製とすること。

ウ 投光器の出力は、既設の投光器と同等の照度及び均斉度を確保できるものとする。

エ 投光器は電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとすること。

オ 光源寿命：40,000時間以上（光束維持率85%）

カ 演色性：Ra70以上

キ 保護等級：IP44相当以上（電源接続部を除く。）

ク 落雷による故障の低減を目的に、電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印加しても故障がなく、再使用が可能な器具であること。

7 現地調査及び作業に関する仕様

(1) 現地調査及び設計

ア 受託者は、業務計画書を基に、現地調査の日時について、市と協議し決定すること。

イ 個票等を基に現地調査を行い、作業計画書及び対象施設毎の使用器具提案書を作成すること。なお、個票と数量や仕様等が異なる場合は、現地調査を優先するものとする。

ウ 現地調査において、対象施設の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。

エ 現地調査後、対象施設毎の使用器具提案書を作成し、市の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネ効果についての資料も併せて作成すること。

オ 使用器具提案書の様式は任意とする。ただし、既設照明器具からLED照明器具に更新するにあたり、LED照明器具の設置位置及び灯具の種類が明確に分かる内容とすること。詳細については、市との協議により決定するものとする。

カ 市及び施設管理者と作業予定日時について協議のうえ、作業計画書を作成し、市の承認を受けること。

キ 更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とし、作業従事者の作業員名簿や資格を証明する書類の写しについては、作業計画書に添付するものとする。

ク 更新作業にあたっての安全管理については、市及び施設管理者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。

ケ 更新作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法について、市及び施設管理者と調整のうえ、作業計画書へ反映させるものとする。

コ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に市及び施設管理者と調整すること。

サ 上記を踏まえ、次の事項を参考に作業計画書を作成すること。

- ・現場代理人及び管理技術者等の所属、氏名、緊急連絡先
- ・作業者の所属、氏名及び人数
- ・作業予定表
- ・作業範囲及び停電範囲
- ・廃棄物の処理計画
- ・その他、施設の用途等に応じて、市が必要と認める事項

(2) LED照明器具の調達

調達するLED照明器具については、既設照明器具と同等以上の性能を有するものとし、「6 LED照明器具の仕様」の条件を満たすものを選定すること。

(3) 更新作業

ア 作業計画書を基に、更新作業を行うこと。

イ LED照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、関係法令及び次の事項を遵守し、施設の運営に支障が出ないよう留意すること。

ウ 作業中に発生した事故については、市に報告のうえ、受託者の責任及び費用負担で対応すること。

エ 施設等に損傷を与えることの無いよう十分に注意するとともに、損傷させた場合は、市に報告のうえ、受託者の責任及び費用負担で補修又は復旧を行うこと。

オ 作業中は、粉塵等の飛散に十分な注意を払うとともに、あらかじめ什器類に養生を行うこと。

カ 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、市及び施設管理者の承諾を得ること。

キ 作業車両、運搬車両等の駐停車場所、資材置場、荷捌き場、廃棄物の仮置き場等の必要な場所の確保については、事前に市及び施設管理者の承諾を得ること。

ク 既設の配線や吊材について、著しい劣化等が認められる場合は、市と協議の上で補修や交換等を行うこと。

ケ 更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性がある場合は、作業前に市へ現状の照度以上となる提案を行うこととする。

コ 既設照明器具の撤去に伴い天井改修等が必要な場合は、受託者の負担で行い、原状回復すること。なお、LED照明器具の配置変更及び台数削減等が発生する場合には、照度等を十分に検討し、事前に市と協議をすること。

サ 大気汚染防止法に基づく石綿含有建材に関する調査及び報告が必要な場合は、市と協議の上で、作業基準を遵守し、適正に作業を行うこと。

- シ 撤去した既設照明器具、安定器、ランプ等については、関係法令を遵守し、受託者において適正に処分すること。
- ス PCB含有安定器については、事前に取り扱いについて市と協議するものとする。
- セ 埋込型LED照明器具を更新する場合は、埋込寸法による隙間が生じないように処理を行うこと。また、露出型LED照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。
- ソ 更新作業においては、関係法令を遵守するとともに、所管の官公庁と必要に応じて協議及び届出等の手続を行うこと。
- タ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- チ 本仕様書に記載のない事項については、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修によること。

8 完成図書及び完成図

全対象施設の現地確認終了後に、以下の書類等を作成し、市に提出するものとする。提出については、原則として電子データをメディア媒体に記録したものにより提出とするが、施工写真については書面による提出も併せて行うこととする。

(1) 完成図書（各施設単位で1部提出）

- ・施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）
- ・照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・PCB有無及び石綿含有に関する報告書
- ・打合せ記録
- ・作業月報及び作業工程表（月間）
- ・官公庁届出書の写し
- ・施工体制台帳

(2) 完成図

- ・電子データ（JW-CADデータ及びPDFデータ）

(3) その他

以下の書類は書面のみの提出で可とする。

- ・LED照明器具の出荷証明書
- ・LED照明器具の取扱説明書及び保証書

9 その他

- (1) 市と受託者の責任分担は、原則として、別表「予想されるリスクと責任分担」によるものとする。なお、別表で市又は受託者が責任を負うべき事項について、受託者又は市が責任を負うべき合理的な理由があるものや、別表で責任分担が定められていないもの

- については、市と受託者で別途協議を行うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者で協議の上で決定するものとする。

【別表】 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	受託者
全般	特記仕様書の誤り	特記仕様書の記載事項の重大な誤り	○	
	安全性の確保	作業に伴う施設・利用者等の安全確保		○
	環境の保全	作業に伴う騒音・振動等の環境への影響		○
	制度の変更	税制の変更	○	
		法令・許認可の変更		協議事項
	業務の中止又は延長	市の指示によるもの	○	
		作業に必要な許可等の遅延によるもの		○
		LED照明器具の納期遅延によるもの		協議事項
		受託者の業務放棄・破綻によるもの		○
	契約の解除	受託者の帰責事由による解除		○
市の帰責事由による解除		○		
調査設計	不可抗力	天災等による変更・中止・延期		協議事項
	計画変更	市の指示によるもの	○	
		受託者の調査・判断の不備によるもの		○
更新作業	第三者への賠償	作業における第三者への損害賠償		○
	不可抗力	天災等による変更・中止・延期		協議事項
	物価変動	急激なインフレ・デフレ等の物価変動による工事の見直し		協議事項
	設計変更	市の指示によるもの	○	
		受託者の調査・判断の不備によるもの		○
	工事遅延等	市の責による遅延・未完工	○	
		受託者の責による遅延・未完工		○
	工事費増額	市の指示によるもの	○	
		受託者の提案によるもの		協議事項
	機器性能	照明器具等の仕様不適合、製品不良、施工不良		○
	一時的損害	市の起因による引渡し前の工事目的物及び既設建物・設備に生じた損害	○	
受託者の起因による引渡し前の工事目的物及び既設建物・設備に生じた損害			○	
用地確保	資材置場、休憩所の確保		○	
支払	支払遅延等	市の責による支払遅延、未払い	○	
保証	機器性能	仕様不適合（施工不良を含む）による施設・設備への損害		○
		仕様不適合による施設運営・業務への障害		○